

あさお花いっぱい推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区民との協働による地域の環境美化及び地域コミュニティの推進に資することを目的とし、公共的空間にある花壇及びプランター等（以下「花壇等」という。）を自主的かつ継続的に管理している団体（以下「美化活動団体」という。）を支援するためのあさお花いっぱい推進事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(美化活動団体及び花壇等)

第2条 支援の対象となる美化活動団体及び花壇等は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 自主的かつ継続的に花壇等を管理し、3人以上で構成される団体であること。
- (2) 麻生区内の公共的空間にある花壇等であること。
- (3) 当該花壇等の管理及び設置などについて地権者等の了承を得ていること。

(支援内容)

第3条 美化活動団体に対して、原則として年間2回まで、予算の範囲内において、次の支援を行うものとする。

- (1) 花苗の提供
 - (2) 培養土の提供
- 2 区長は、事業年度ごとに、前項の種類を決定し、団体を募集する。

(支援の申請)

第4条 支援を希望する美化活動団体は、「あさお花いっぱい推進事業申請書」に次の書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 花壇等の場所と面積がわかる見取図
- (2) 花壇等の写真

(申請内容の審査)

第5条 申請があった場合には、区長は、支援を希望する美化活動団体の申込資格について、提出された書類に基づいて速やかに審査しなければならない。

2 美化活動団体の応募数が募集数を上回った場合には、抽選とすることができる。

3 支援の対象となる花壇等の活動について、国、地方公共団体又は出資法人等の本要綱によらない他の補助金や委託料を受ける場合は、支援内容を調整す

ることができる。

(支援先の決定と通知書の送付)

第6条 前条の審査に基づき支援先を決定した場合には、支援を希望する美化活動団体に対し「支援決定通知書」を送付する。

(支援内容の決定)

第7条 支援の内容は、支援を希望する美化活動団体が第3条の中から希望した内容を審査し、予算の範囲内で数量を調整した上で、区長が決定する。

(支援内容の基準)

第8条 前条の決定にあたっては、支援の対象となる花壇の面積に応じて、次を上限とする。なお、培養土1袋は花苗3株とする。

花壇の面積	花苗
20㎡未満	200株
20㎡以上50㎡未満	250株
50㎡以上	300株

(禁止行為)

第9条 支援を受けた美化活動団体は、支援内容を申請場所以外で使用する他、他の美化活動団体等に提供、貸与及び転売してはならない。

(活動完了報告書の提出)

第10条 支援を受けた美化活動団体は、支援を受けてから速やかに「あさお花いっぱい推進事業活動完了報告書」に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 美化活動後の花壇等の写真

(支援の中止)

第11条 第9条の禁止行為または申請内容の虚偽等の不正行為があった場合には、区長は、支援を受けた美化活動団体に対して支援の中止及び花苗等の返還を求めることができる。

2 前項に該当した場合には、当該美化活動団体は以後、本事業に対する支援申請を行うことはできない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年10月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。